

介護報酬請求ソフト『楽すけ』ご利用のお客様 各位


 敬心学園グループ
ニッポンケアサービス株式会社
 ソフト事業部 営業・サポート課
 東京都新宿区高田馬場 2-14-9 明芳ビル 4F
 TEL 0120-68-4322

『楽すけ』Ver.13.5.0 バージョンアップのご案内 インボイス制度対応

平素より介護ソフト『楽すけ』をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この度『楽すけ』**Ver.13.5.0** をリリースいたします。下記のご案内、または「楽すけネット」内のお知らせをご覧いただき、バージョンアップをお願いいたします。ご不明な点につきましてはヘルプデスクまでお問い合わせください。

— 記 —

■ 『楽すけ』Ver.13.5.0 について

今回のバージョンアップでは、インボイス制度への対応のため機能追加と仕様変更を行いました。
介護報酬請求(サービスコードや単位数)には変更はありません。

■ 機能追加「合算請求書・合算領収書等への適格請求書発行事業者登録番号の表示」

【対象】 消費税を含む自費請求を行う事業所 様

【概要】

下記の帳票に「適格請求書発行事業者登録番号」を表示させる機能を追加しました。

- ・被保険者への合算請求書 ・被保険者への合算領収書 ・医療費控除用合算領収書
- ・自費請求書 ・自費領収書 ・自費明細書

「親機」の「自事業者設定」画面に「適格請求書発行事業者登録番号」を登録し、各種請求書や領収書を印刷する画面で「適格請求書発行事業者登録番号を反映」のチェックボックスにチェックを付けると表示されます。この機能は令和 5 年 10 月分以降の各帳票印刷から適用されます。




■ 仕様変更「消費税の計算方法の変更」

【対象】 消費税を含む自費請求を行う事業所 様

【概要】

下記の帳票の消費税の計算方法を適格請求書の記載事項に則った方式に変更しました。

- ・被保険者への合算請求書
- ・被保険者への合算領収書
- ・医療費控除用合算領収書
- ・自費請求書
- ・自費領収書
- ・自費明細書

これまで品目の行ごとに消費税額を計算し、その消費税額を足し算して消費税額合計を算出していましたが、個々の品目の税抜合計額を足し算してから、その値に消費税率を掛け算し、消費税額合計を算出する方法に変わります。この変更は令和5年10月分以降の各帳票印刷から適用されます。

変更後の計算方法は、国税庁発表の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き」記載の消費税額等の端数処理のルールに則った計算方法となります。

〈変更前〉

自費

☆：軽減税率対象

項目名/品目名	単価	個数	税抜合計額	消費税	備考
1食事代 1朝食	456	28	12,768	1,021 ☆	先に品目の行ごとに 税率計算・端数処理
1食事代 2昼食	558	28	15,624	1,249 ☆	
2消耗品 消耗品A	267	28	7,476	747	
2消耗品 消耗品B	678	28	18,984	1,898	
非課税対象			0		最後に足し算で 消費税額合計算出
10%対象			26,460	2,645	
8%対象			28,392	2,270	

〈変更後〉

自費

☆：軽減税率対象

項目名/品目名	単価	個数	税抜合計額	消費税	備考
1食事代 1朝食	456	28	12,768	1,021 ☆	先に税抜合計額を 足し算
1食事代 2昼食	558	28	15,624	1,249 ☆	
2消耗品 消耗品A	267	28	7,476	747	
2消耗品 消耗品B	678	28	18,984	1,898	
非課税対象			0		最後に税率ごとに 税率計算・端数処理
10%対象			26,460	2,646	
8%対象			28,392	2,271	

※計算方法の変更に伴い、バージョンアップ前後で消費税額合計に差が生じる場合があります。

■参考情報■

インボイス制度の概要(国税庁 WEB ページ)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

(令和4年9月) 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き (国税庁)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>

→消費税額等の端数処理のルールについては15ページに記載があります。

適格請求書に記載する消費税額等の端数処理に決まりはあるの・・・？

適格請求書に記載すべき「消費税額等」については、取引に係る**税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して、10%又は8%（税込の場合は10/110又は8/108）を乗じて得た金額に対して端数処理**を行い「消費税額等」を算出します。

したがって、適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、**一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理**を行います。

※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。

※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません。

(例1) 税抜金額を基に消費税額を計算する場合

【認められる例】

請求書					
〇〇株式会社 御中			〇年11月30日 (株)△△ (T123...)		
請求金額(税込) 60,197円					
※は軽減税率対象					
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	→ 2,164
10%対象計				28,158	→ 2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは差し支えありません。

税抜価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理(→)を行います。

【認められない例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	→ 1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	→ 1,055
11/15	花	57	77	4,389	→ 438
11/15	肥料	57	417	23,769	→ 2,376
8%対象計				27,060	→ 2,163
10%対象計				28,158	→ 2,814

個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

■ バージョンアップ方法

- ・インターネットからバージョンアップをお願いいたします。手順は本ご案内 FAX の4枚目をご覧ください。
- ・親機とクライアント、親機と支援子機の組み合わせで『楽すけ』をご利用の事業所様は、「親機」「クライアント」「支援子機」全てのPCでバージョンアップをお願いいたします。
- ・インターネット環境のないPCでご利用のお客様は、『楽すけ』ヘルプデスクまでご連絡ください。

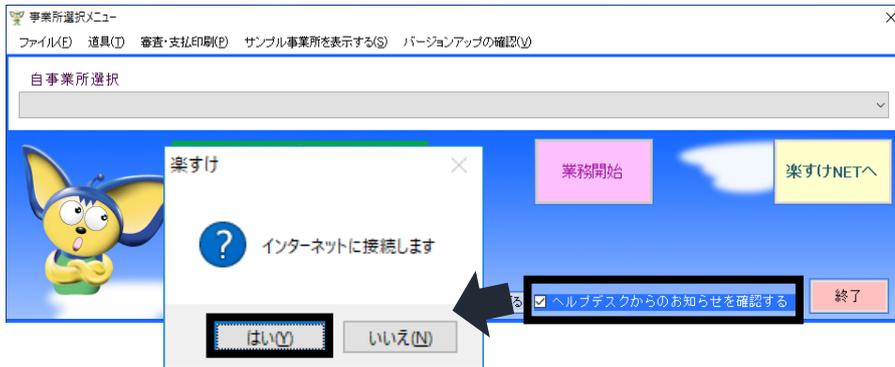
『楽すけ』ヘルプデスク

0120-68-4322 平日 10:00~18:00 土曜 10:00~15:00

インターネットからの楽すけバージョンアップ手順

- 通常版親機 クライアント 支援子機 がインターネット経由でのバージョンアップに対応しています。
- クライアント をバージョンアップする際は 親機 → クライアント の順番でバージョンアップを行ってください。
- 下記の手順を行っていただいた後のバージョン表記は、Ver.13.5.0 となります。

1 楽すけのアイコンをダブルクリックし、【事業所選択メニュー】を開きます。



「ヘルプデスクからのお知らせを確認する」にチェックが入っていない場合は、チェックを入れます。
「インターネットに接続します」という画面が出たら、**はい**で進みます。

★既にチェックがある場合は、そのまま次の手順に進みます。

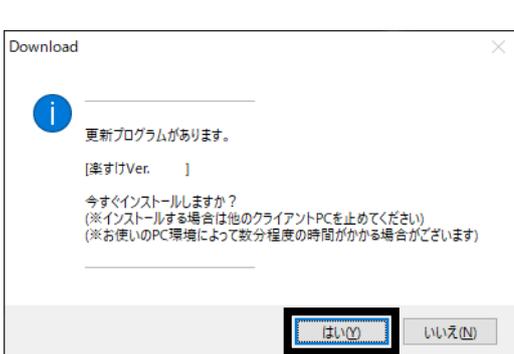
2 「バージョンアップの確認(V)」を開き、バージョンアップの確認をクリックします。



3 確認するをクリックします。

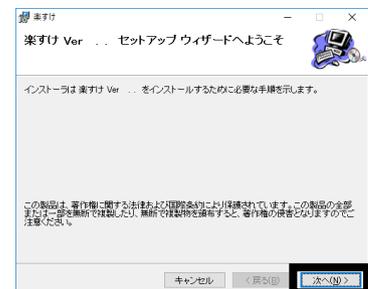


4 「更新プログラムがあります」と表示されたら、はいをクリックします。



★インターネットを経由して、更新プログラムをダウンロードするので、お使いの環境によっては、数分程度お時間がかかる場合があります。

5 「セットアップウィザードへようこそ」と表示されたら、次へを進みます。その後は画面のメッセージ通りに進みます。



FAX にて送信していますので、画像が不鮮明な場合があります。『楽すけネット』の「お知らせ」からも PDF にて同内容をご確認いただけます。合わせてご覧ください。

以上